

証券コード7094
2026年6月8日
(電子提供措置の開始日2026年5月29日)

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
恵比寿ガーデンプレイスタワー10階
株式会社NexTone
代表取締役CEO 阿南 雅浩

第26期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.nex-tone.co.jp/ir/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記東証ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使いただけますので、**お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、4～5頁の「議決権行使に関するご案内」に従って、2026年6月24日（水曜日）午後6時まで**に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

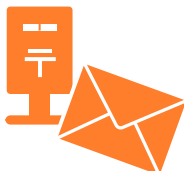
1. 日 時 2026年6月25日(木曜日)午後2時30分
(受付開始時間は午後2時00分を予定しております。)
2. 場 所 東京都目黒区三田一丁目13番2号
恵比寿ガーデンプレイス内 ザ・ガーデンルーム
※ご出席の株主様向けのお土産のご用意はございません。予めご了承のほど、よろしく
お願い申し上げます。
3. 目的事項
 報告事項 1. 第26期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告及び連
 結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結
 果報告の件
 2. 第26期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類の内容
 報告の件
 決議事項
 議 案 剰余金の処分の件
4. その他招集にあたっての決定事項
(1)議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとし
て取り扱わせていただきます。
(2)書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行
使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
(3)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使として
お取り扱いいたします。

以 上

- ◇ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◇ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ◇ 株主総会当日までに本総会の運営に変更が生じる可能性がございます。上記当社ウェブサイトより、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- ◇ 書面交付請求されていない株主様には、本招集ご通知のみご送付しております。
- ◇ 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、次の事項を記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ① 会社の新株予約権等に関する事項
 - ② 会計監査人に関する事項
 - ③ 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況に関する事項
 - ④ 連結株主資本等変動計算書
 - ⑤ 株主資本等変動計算書
 - ⑥ 連結計算書類の連結注記表
 - ⑦ 計算書類の個別注記表

なお、ご送付している書面の頁番号、項番、参照頁の記載は電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承ください。

議決権行使に関するご案内



書面により議決権を行使される方へ

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

2026年6月24日（水曜日）午後6時到着分まで有効



インターネットにより議決権を行使される方へ

議決権行使サイトにアクセスしてご行使ください。（次頁をご参照ください）

2026年6月24日（水曜日）午後6時受付分まで有効

当日出席される方へ

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会日時

2026年6月25日（木曜日）午後2時30分

（当日受付は午後2時より開始予定です）



お土産のご用意はございません。

予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

1. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
2. インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

インターネットにより議決権を行使される際は、次の事項をご確認のうえ、パソコン、スマートフォン又はタブレットから、議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

- 2 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

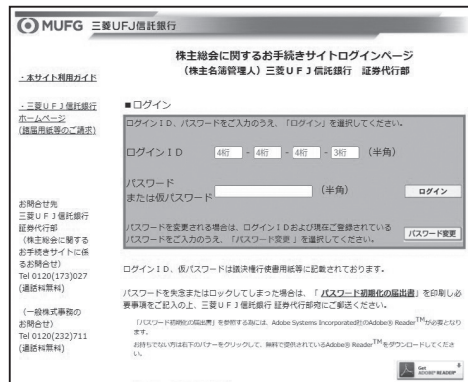


ログインID・パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使サイトへアクセス
<https://evote.tr.mufg.jp/>



- 2 ログイン



議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

ご注意事項

- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使サイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。
- 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

- インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（午前9時～午後9時、通話料無料）

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的に業績の成長に見合った成果を配当することを基本方針としております。

第26期につきましては、経営成績及び財政状態を勘案し、事業投資のための内部留保と株主還元との両立が可能であると判断し、期末配当（初配）を次のとおり実施いたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき20円
総額 195,367,000円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月26日

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社グループが事業を展開する音楽関連市場につきまして、国際レコード産業連盟(IFPI)によりますと、2025年の世界の音楽市場の売上高は、ストリーミング配信市場の続伸により、前年比106.4%の317億ドルと11年連続でプラス成長を続けています。

また、国内においては一般社団法人日本レコード協会によりますと、音楽ソフト（音楽ビデオ含む）の生産金額は前年比105%（2025年1月～12月）と順調に推移し、有料音楽配信売上金額は前年比107%（2025年1月～12月）と、12年連続のプラス成長となりました。音楽配信売上の内訳をみると、ダウンロードは縮小傾向にあるものの、当社グループの業績において牽引役となっているサブスクリプション型を中心としたストリーミング配信は引き続き拡大しております。ただし、その伸長率は足元では緩やかに推移しております。

このような状況の中、当社グループは2025年5月に公表した中期業績計画の達成に向け、以下の取り組みを実施いたしました。

- ・海外での著作権使用料徴収の精度向上
- ・取扱原盤に係る放送二次使用料の再分配業務の開始
- ・キャスティングサービスにおける体制強化
- ・デジタルコンテンツディストリビューション（以下、「DD」）事業におけるゲーム音楽に特化した新たな取り組みの開始
- ・子会社である株式会社レコチョク（以下、「レコチョク」）における新しいDDサービス「FLAGGLE」の提供開始及び法人向け原盤利用許諾スキーム「レコチョク play」の提供開始
- ・子会社である株式会社NexToneシステムズ（以下、「NexToneシステムズ」）における音楽出版社業務をDX化する著作権管理クラウドサービス「Virco」の提供開始

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

また、著作権管理事業、DD事業、音楽配信事業を中心に、継続的に以下の取り組みを行っております。

- ・公平・公正かつ透明性の高い著作権使用料の徴収・分配
- ・著作物利用に対する迅速かつ柔軟な対応
- ・各事業間シナジーを活かした複合的な提案による管理楽曲数及び取扱原盤数の拡大
- ・楽曲・コンテンツの更なる利用促進
- ・権利者へのきめ細やかなサービスの提供
- ・DX推進やAI活用による業務効率化
- ・インフラコストを中心としたコスト削減

なお、当社グループは、経営資源の最適配分と事業効率化のため、2026年3月31日付で連結子会社である株式会社エッグス（2026年4月1日付で連結子会社であるレコチョクに吸収合併、以下、「エッグス」）の一部事業を第三者に事業譲渡いたしました。本事業譲渡に伴い当連結会計年度において減損損失として239百万円を特別損失に計上しております。詳しくは2026年3月26日公表の「連結子会社における事業譲渡及び特別損失の発生に関するお知らせ」をご覧ください。

以上の結果、売上高は20,774百万円（前年同期比107.0%）、営業利益は1,301百万円（前年同期比129.4%）、経常利益は1,334百万円（前年同期比129.8%）、親会社株主に帰属する当期純利益は791百万円（前年同期比114.3%）と増収増益となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

① 著作権管理事業

楽曲の著作権に関わる2つの事業である、当社の基幹事業である音楽著作権管理事業と、子会社の株式会社エムシーエイピーで展開している音楽出版事業を「著作権管理事業」としております。著作権者からの委託を受け、音楽著作物の利用の許諾と音楽著作権使用料の徴収・分配を行うほか、音楽出版社に向けた業務代行サービス等を提供しております。

音楽著作物の利用時期と当社著作権管理事業の売上計上時期にはおおよそ1～2四半期のタイムラグが生じるため、当連結会計年度の音楽著作権使用料の対象となる利用時期は主に2024年10月～2025年12月となります。

(利用時期と計上時期のイメージ)

利用区分	利用時期			
	第1四半期計上	第2四半期計上	第3四半期計上	第4四半期計上
録音権	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月
インタラクティブ配信	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月
放送	10月～12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月

(注) 表中の「利用区分」は主要な区分のみを記載しております。

当該期間における著作権管理事業の業績は、徴収額全体で前年同期比112.2%を記録し、当社発足以来10期連続の増収を達成いたしました。

国内利用におけるインタラクティブ配信の使用料徴収額は、前年同期比102.4%と伸び率は鈍化しましたが、堅調に推移しております。録音権の使用料徴収額は、アイドル系楽曲の音楽ソフト等における利用が極めて好調に推移し、前年同期比124.4%と大幅な伸長を見せました。

また、放送・有線放送の使用料徴収額は、当社管理楽曲の番組利用が着実に増加した結果、前年同期比116.6%となりました。

加えて、海外地域での使用料徴収額は、2024年7月より開始したYouTube動画視聴における世界規模での直接徴収や各国管理事業者との直接契約拡大が奏功し、飛躍的に増大いたしました。

当連結会計年度末における管理楽曲数、及び期中の新規管理楽曲数は以下のとおりです。

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(著作権管理事業)	2025年3月期	2026年3月期
管理楽曲数 (曲)	691,490	823,341
期中新規楽曲数 (曲)	167,229	135,167

コスト面については、楽曲数増加に伴い人件費及びシステム関連費が増加いたしました。以上の結果、売上高は1,604百万円（前年同期比105.2%）、セグメント利益は704百万円（前年同期比101.8%）となり、増収増益となりました。

また、委託権利者や管理楽曲が順調に増加し、他管理事業者からの移管として2026年4月から当社が新たに著作権管理を受託する3,930楽曲（うち、新規移管による純増2,321楽曲、委託範囲拡大1,609楽曲）の移管も実施いたしました。移管楽曲の中には、著名アーティストの楽曲やVTuber等のネットクリエイター関連の楽曲が多く含まれております。これらは今後の当社事業基盤の強化につながり、業績のプラス要因となることを見込まれます。

② デジタルコンテンツディストリビューション (DD) 事業

当社、レコチョク及びエッグスで行う、国内外の音楽配信プラットフォームに向けた、原盤（音源・映像）供給サービスを「DD事業」としております。

当連結会計年度におけるDD事業は、取扱原盤の着実な増加、ストリーミング音楽配信市場と動画配信サービス市場の伸長、当社の強みであるアニメ・ゲーム関連及びVTuber等のネットクリエイター関連の原盤再生の増加、大手権利者の旧譜解禁等により増収となりました。

また、2025年7月よりレコチョクにおいて新しいDDサービス「FLAGGLE」を提供開始いたしました。なお、エッグス運営のDDサービスにつきましては、2026年4月1日付でレコチョクへ吸収統合し、今後はレコチョクが主体となって運営を継続いたします。

当連結会計年度末における取扱原盤数及び期中新規原盤数（純増数）は以下のとおりです。なお、レコチョク及びエッグスの取扱原盤数も合算しております。

(DD事業)	2025年3月期	2026年3月期
取扱原盤数（純増数）	1,470,294	1,657,158
期中新規原盤数（純増数）	206,942	186,864

以上の結果、売上高は10,345百万円（前年同期比106.8%）、セグメント利益は1,045百万円（前年同期比108.6%）となり、増収増益となりました。

③ 音楽配信事業

レコチョクにおける基幹事業である音楽配信（個人向け・法人向け）を「音楽配信事業」としております。音楽配信（個人向け）は単曲販売のダウンロード及び定額制販売のストリーミングを提供し、音楽配信（法人向け）は店舗、カラオケボックスや結婚式場向けの映像・BGM配信サービス等を行っております。

当連結会計年度における音楽配信事業は、個人向け主力サービスである「dヒッツ」のサービス料金を2024年12月より改定したことが奏功し、安定的に推移いたしました。また、6月より新たに法人向け原盤利用許諾スキーム「レコチョク play」を構築し、カラオケ機器メーカーへの提供を開始いたしました。

コスト面については、引き続き人件費及びシステム関連費の抑制を行いました。

以上の結果、売上高は7,726百万円（前年同期比101.9%）、セグメント利益は1,565百万円（前年同期比117.0%）となり、増収増益となりました。

④ その他

上記「著作権管理事業」、「デジタルコンテンツディストリビューション（DD）事業」、「音楽配信事業」に含まれない各種の事業を「その他」としております。

「その他」に含まれる事業といたしましては、キャスティング事業、リユースプロダクト事業、子会社のNexToneシステムズにおけるシステム開発・保守運用事業、レコチョクにおけるレコード会社・音楽プロダクション向けソリューション事業、及びエッグスにおけるインディーズアーティスト向け活動支援のエージェント事業等となります。なお、2026年3月31日付でその他に含まれる一部事業は第三者へ事業譲渡しております。

当連結会計年度では、キャスティング事業でライブビューイングの大型案件を複数実施した一方で、エッグスの新規サービスの取引先開拓やサービス拡大が想定より遅延いたしました。

以上の結果、売上高は1,978百万円（前年同期比132.1%）と増収となりましたが、セグメント損失は325百万円（前年同期は425百万円の損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資は、総額で775百万円であり、その主なものは、各事業で使用するシステムに係る費用等739百万円であります。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第23期	第24期	第25期	第26期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	8,814	13,433	19,412	20,774
経常利益 (百万円)	841	653	1,028	1,334
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	631	531	692	791
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益 (円)	65.12	54.68	70.96	81.05
総資産 (百万円)	7,821	13,235	14,831	15,827
純資産 (百万円)	3,574	5,155	5,715	6,461

- (注) 1. 1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき計算しております。
2. 第25期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第24期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

(4) 対処すべき課題

① 著作権管理事業における精度の高い使用料徴収・分配への取組

当社の基幹事業である著作権管理においては、著作権使用料を適切に徴収し著作権者に安定的に精度高く分配することが著作権管理事業者の使命であり、最も重要な課題であると認識しております。

この使命を果たすべく、AIをはじめとする先進技術の導入により、業務の効率化とサービス品質の向上を推進し、これまで培ってきた研究・開発の成果をもとに、システムの実用化を進めています。

さらに、2021年に開始した海外における著作権管理業務や、2022年から参入した演奏権（第1区分及び第5区分）の管理業務においては、国内外の関係団体や利用者団体等との連携を強化し、安定した事業スキームの構築に取り組んでいます。これにより、より精度の高い使用料の徴収と分配を実現してまいります。

② 事業基盤の継続的な拡大

当社グループの成長のためには、管理楽曲数や取扱原盤数等の事業基盤の継続的な拡大が重要課題であると認識しております。著作権管理事業やデジタルコンテンツディストリビューション（DD）事業のみならずビジネスサポート事業など、グループで展開する各事業をより発展させ、ネットワークを相互に活用し、営業効率を最大化させながら、権利者に対して複合的な提案を行い、管理楽曲数や取扱原盤数の増加に取り組んでまいります。

③ 演奏権 第6区分（社交場・カラオケ演奏等）管理への進出

当社設立以来の重要課題である演奏権管理において、2022年4月1日より、カラオケ演奏等及び社交場における演奏等を除く利用区分（主としてコンサート、映画上映等）に参入いたしました。当社が唯一未参入の区分である残る第6区分への参入を引き続き重要課題と認識しております。

権利者・利用者団体等のご理解ご協力を得ながら可及的速やかに参入し、著作権エージェントとしてフルラインサービスの提供が可能な体制の構築を目指してまいります。

【ご参考】著作権管理区分

現在、当社は下図の（6）以外の区分における管理を行っております。

(1)演奏権等	(2)録音権等	(3)出版権等	(4)貸与権
(5)上映・BGM等	CDの複製等	歌詞集の印刷 楽譜の印刷等	CDのレンタル
(6)社交場・ カラオケ演奏等	(7)映画への録音		
	(8)ビデオグラム等への録音		
	(9)ゲームへの録音		
	(10)広告目的で行う複製 テレビ・ラジオCMへの複製 インターネットCMへの複製 広告印刷物への歌詞の複製 等		
(11)放送・有線放送	テレビ・ラジオでの放送 等		
(12)インタラクティブ配信	スマートフォン・パソコンへの配信 等		
(13)業務用通信カラオケ	カラオケ施設での歌唱のための複製、公衆送信 等		

④ 各種業務及びサービスを支えるシステム整備

当社グループは、ビジネス・プロセスのシステム化による「安定的な業務品質の担保」を重要課題と認識しております。

AI技術や様々なデータ活用による業務効率化やコスト低減、さらには営業施策としてのシステム活用等、多方面にわたりシステムの観点からのアプローチも継続し、グループ全体のDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進してまいります。

また、各種の利用実績確認など、これまで以上に膨大なシステムデータの解析・処理が必要となる業務領域についても、AI等を活用した品質向上施策の更なる精度向上と他業務への展開を図り、次代に合わせた事業展開を推進してまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社グループは、内部管理体制の強化を経営上の重要課題の一つとして認識しております。

グループ各社との連携のもと、内部統制機能の一層の充実とガバナンス体制の確立に努め、リスク管理の徹底を図ることで、株主の皆様をはじめ各ステークホルダーの皆様との良好な信頼関係を保ちながら、社会的責任を果たしてまいります。

⑥ 人材確保・育成の強化

当社グループの成長の源泉は人材であり、人材の確保と育成が重要な課題であると認識しております。

より人材の流動性が高まっている昨今においては優秀人材のリテンションにも力を入れる必要性を認識しながら、職場環境の改善やワークライフバランスの実現、ストレス対策等、従業員の健康や生活スタイルを尊重することによる従業員エンゲージメントの向上施策に取り組むとともに、多様な人材が集まり活躍することができる人事制度、研修制度の整備と改善により、継続的な専門人材の育成を行ってまいります。

(5) 主要な事業内容

事業区分	主な事業内容
著作権管理事業	作詞家/作曲家や音楽出版社等の著作権者から管理委託を受け、音楽著作物の利用許諾、使用料徴収、及び著作権者への使用料分配を行っております。また、子会社の株式会社エムシージェイピーにおいて音楽出版社向け業務代行サービス等を行っております。
デジタルコンテンツ ディストリビューション (DD)事業	原盤（音源や映像）を国内外の音楽配信プラットフォームへ販売・流通（コンテンツディストリビューション）する事業を行っております。
音楽配信事業	インターネットを通じて楽曲を配信する事業を行っております。音楽配信（個人向け）は単曲販売のダウンロード及び定額制販売のストリーミングを提供し、音楽配信（法人向け）は店舗・カラオケボックス・結婚式場向けの映像・BGM配信サービス等を行っております。
その他	利用者・権利者の様々なニーズに対応し権利処理を含めたトータルサポートを行っております。主力のライブビューイングをはじめとした楽曲・映像作品を活用した利用促進コーディネートを行うキャストिंग事業、リユース型祝い花サービスを行うリユースプロダクト事業、子会社のNexToneシステムズにおけるシステム開発・保守運用事業、レコチョクにおけるレコード会社・音楽プロダクション向けソリューション事業、及びエッグスにおけるインディーズアーティスト向け活動支援のエージェント事業等を行っております。

(注) 2026年3月31日付でその他に含まれる一部事業は第三者へ事業譲渡しております。

(6) 主要な事業所

① 当社

本社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー10階
----	-------------------------------------

② 子会社

株式会社エムシージェイピー	東京都渋谷区
株式会社NexToneシステムズ	東京都渋谷区
株式会社レコチョク	東京都渋谷区
株式会社エッグス	東京都渋谷区

(注) 2026年4月1日付で株式会社レコチョクを存続会社とし、株式会社エッグスを消滅会社とする吸収合併を行いました。

(7) 従業員の状況

企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
306名	2名減

(注) 従業員数は、就業人員数（契約社員を含む。）であります。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

名称	出資比率	主な事業内容
株式会社エムシージェイピー	100.0%	音楽出版社向けサービス
株式会社NexToneシステムズ	100.0%	著作権・原盤管理システムの開発・提供、システムの構築・運用・管理等
株式会社レコチョク	51.7%	音楽配信サービスの企画・運営、コンテンツ・サービスの企画・運営等
株式会社エッグス	51.7%	インディーズアーティスト活動支援等

(注) 株式会社エッグスの株式は、株式会社レコチョクを通じての間接所有となっております。また、2026年4月1日付で株式会社レコチョクを存続会社とし、株式会社エッグスを消滅会社とする吸収合併を行いました。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 9,940,800株
 (3) 株主数 7,667名
 (4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社アミューズ	720,000株	7.37%
株式会社JRCホールディングス	418,300株	4.28%
株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント	396,000株	4.05%
株式会社フェイス	395,200株	4.05%
エイベックス・ミュージック・パブリッシング株式会社	371,200株	3.80%
株式会社博報堂	300,000株	3.07%
野村信託銀行株式会社（投信口）	248,300株	2.54%
株式会社丸喜堂	196,000株	2.01%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	147,600株	1.51%
南角 光彦	115,000株	1.18%

(注) 持株比率は、自己株式（172,450株）を控除して計算しており、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

当事業年度中に交付した株式報酬の状況は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	8,266株	4名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4.(4)当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおりであります。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役CEO	阿南雅浩	コンプライアンス委員会委員長
代表取締役COO	荒川祐二	営業本部管掌 株式会社NexToneシステムズ 取締役
常務取締役	渡邊史弘	コーポレートサービス本部管掌 兼 経営管理本部管掌 指名・報酬委員会委員 株式会社レコチョク 取締役
取締役	足立大輔	著作権事業本部管掌 株式会社エムシージェイピー 代表取締役
取締役(社外)	阿部優子	指名・報酬委員会委員長
取締役(社外)	小坂準記	コンプライアンス委員会委員 指名・報酬委員会委員 弁護士 TMI総合法律事務所 パートナー
取締役(社外)	尾木敦子	コンプライアンス委員会委員 株式会社ログイン 代表取締役 株式会社プロダクション尾木 代表取締役 株式会社ルーツ音楽出版 代表取締役
取締役(社外)	田村優	株式会社インクストウエンター 代表取締役社長 株式会社Kunnel 代表取締役
常勤監査役	渡辺和敏	コンプライアンス委員会副委員長 株式会社エムシージェイピー 監査役 株式会社NexToneシステムズ 監査役 株式会社レコチョク 監査役
監査役(社外)	小林伸之	コンプライアンス委員会委員 エイベックス株式会社 取締役 常勤監査等委員
監査役(社外)	大嶋敏史	公認会計士 株式会社アミューズ 常務取締役

- (注) 1. 取締役阿部優子氏、小坂準記氏、尾木敦子氏及び田村優氏は、社外取締役であります。
2. 監査役小林伸之氏及び大嶋敏史氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役阿部優子氏、小坂準記氏、尾木敦子氏、田村優氏、監査役小林伸之氏及び大嶋敏史氏を、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 監査役大嶋敏史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 2025年6月25日開催の第25期定時株主総会において、足立大輔氏、尾木敦子氏及び田村優氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。

(ご参考) 当社役員のスキルマトリックス (専門性と経験)

各役員の主なスキルは以下のとおりです。

氏名・地位	企業経営	音楽業界/ 音楽著作権 の知見	事業戦略/ 営業	財務/会計	法務/コン プライアンス	グローバル	IT/DX/情 報セキュリ ティ	人材戦略
阿南雅浩 代表取締役CEO	♪	♪	♪		♪			♪
荒川祐二 代表取締役COO	♪	♪	♪			♪	♪	
渡邊史弘 常務取締役				♪	♪		♪	♪
足立大輔 取締役		♪	♪					
阿部優子 取締役 (社外)					♪			♪
小坂準記 取締役 (社外)		♪			♪	♪		
尾木敦子 取締役 (社外)	♪	♪						
田村優 取締役 (社外)	♪	♪						
渡辺和敏 常勤監査役		♪		♪	♪			
小林伸之 監査役 (社外)		♪		♪	♪			
大嶋敏史 監査役 (社外)		♪		♪	♪			
伊藤圭介 執行役員		♪	♪					
猪熊宏志 執行役員		♪			♪		♪	♪
桃枝宏之 執行役員		♪		♪	♪			

(注) 上記は、各氏の経験等を踏まえて、より専門性が発揮できる領域や特に期待するスキルを記載しており、有する全ての知見を表すものではありません。また、各項目については、当社の事業特性や事業環境の変化に応じて適宜見直しを行ってまいります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。当社と各社外取締役及び各社外監査役は、上記責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は、当社、当社子会社である株式会社エムシージェイピー及び株式会社NextToneシステムズの役員（取締役、監査役、執行役員、退任役員）と重要な使用人及び社外派遣役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。なお、次回更新時には同内容の更新を行う予定であります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年5月30日開催の取締役会において、取締役会の諮問機関として構成員の過半数を独立社外役員とする報酬委員会（2026年3月26日付で指名・報酬委員会へ改編）における審議を経たうえで、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決定しております。

取締役会は、当事業年度の実績等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に基づき、指名・報酬委員会の審議を経たうえで決定していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。当該決定方針の内容は次のとおりであります。

(i)基本方針

取締役の報酬は、以下の役員報酬ポリシーに基づき、透明性と公平性を備えた報酬体系とすることを基本方針とする。

<役員報酬ポリシー>

- ・ 上場企業の役員に期待される職責に見合うものとする。
- ・ 社内外に対する説明責任を果たせる報酬内容とする。
- ・ 全社一丸となって中長期的な業績向上にコミットさせる。
- ・ 社内外からの優秀な人材の確保・登用ができる、魅力的なものとする。

常勤取締役の報酬は「固定報酬」、「短期インセンティブ」、「中長期インセンティブ」で構成し、独立した立場から監督機能を担う社外取締役の報酬はその職務に鑑み「固定報酬」のみとする。

また、その具体的な報酬等の額は、株主総会にて決議された金額の範囲内で、取締役会の諮問を受けた指名・報酬委員会が審議し、当該答申を踏まえ取締役会において決定する。

なお、監査役については、独立性の観点から「固定報酬」のみとする。

(ii)基本報酬（金銭報酬）の額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の「固定報酬」とし、職位を基礎として業績や他社水準を考慮しながら当社を取り巻く経営環境など経済情勢の変化により加算又は減算を行い、指名・報酬委員会で審議のうえ取締役会にて決定する。

(iii)業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

取締役の業績連動報酬等は、「短期インセンティブ」としての現金賞与及び「中長期インセンティブ」としての非金銭報酬を常勤取締役に支給することとする。

現金賞与については、経営陣として最終利益責任を負う指標として「親会社株主に帰属する当期純利益」を採用し、「親会社株主に帰属する当期純利益」の一定率(5%)を賞与原資とし、常勤取締役で利益配分することとし、毎年一定の時期に支給する。

各人の賞与の具体的配分金額は、常勤取締役各自の固定報酬に連動したポイントを付与し、常勤取締役全員のポイント総数における個人ポイントを基に配分することとし、指名・報酬委員会で審議のうえ取締役会にて決定する。

また、非金銭報酬等は、中長期の業績連動として株式報酬とする。具体的には、譲渡制限付株式報酬を付与することとし、会社の成長に向けた中長期的な取組を、中期業績計画の計画値に対する実績値の増減を基に常勤取締役の株式報酬として反映することとする。また、毎年一定の時期に割り当て、退任時に譲渡制限を解除する。計画値としては、本業の儲けを表す「連結営業利益額」と、事業実態を表す「連結取扱高」を採用する。

各人の株式報酬額は、固定報酬の月額に職位に応じた職位係数を乗じて算出する職位別の基準額に、中期業績計画における「連結営業利益額」と「連結取扱高」の計画達成度を基にポイントを算出し決定した係数を乗じた額とし、指名・報酬委員会で審議のうえ取締役会にて決定する。

(iv)基本報酬(金銭報酬)の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

常勤取締役の種類別の報酬割合については、「固定報酬」は一定とし、「短期インセンティブ」や「中長期インセンティブ」に上下幅を設け業績に連動させることで、企業価値の持続的な向上に寄与するために最も適切な支給割合となるように指名・報酬委員会で審議のうえ取締役会にて決定する。

(v)取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

「固定報酬」(基本報酬)、「短期インセンティブ」(賞与)、「中長期インセンティブ」(株式報酬)の個人別支給額については、取締役会で定める役員報酬規程に基づき、取締役会の諮問を受けた指名・報酬委員会にて審議のうえ、当該答申を踏まえ取締役会にて決定する。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2018年6月20日開催の第18期定時株主総会にて年額200百万円以内と決議されており、決議当時の対象取締役は6名であります。

上記の報酬とは別枠で、2019年2月22日開催の臨時株主総会において、業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として、取締役(社外取締役を除く。)に対し、ストック・オプション報酬額として年額100百万円以内と決議されており、決議当時の対象取締役は4名であります。

上記各報酬とは別枠で、2022年6月28日開催の第22期定時株主総会において、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額60百万円以内、割り当てる普通株式の総数を年20,000株以内と決議されており、決議当時の対象取締役(社外取締役を除く。)は4名であります。

監査役の報酬限度額は、2018年6月20日開催の第18期定時株主総会にて年額40百万円以内と決議されており、決議当時の対象監査役は3名であります。

なお、監査役の報酬等は、株主総会で決議された総報酬額の範囲内において、監査役にて協議して決定しております。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬等		
		基本報酬	金銭報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	180 (23)	126 (23)	40 (-)	14 (-)	10 (5)
監査役 (うち社外監査役)	20 (7)	20 (7)	-	-	3 (2)

(注) 1. 業績連動報酬等の金銭報酬として、取締役（社外取締役を除く。）に対して「短期インセンティブ」としての賞与を支給しており、取締役（社外取締役を除く。）の上記金銭報酬等の総額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を含めて記載しております。

賞与の算定の基礎として選定した業績指標の内容は親会社株主に帰属する当期純利益であり、当該業績指標を選定した理由及び業績連動報酬等の額の算定方法は、「4.(4)①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであります。

当事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益の実績は791百万円であります。

2. 業績連動報酬等の非金銭報酬として、取締役（社外取締役を除く。）に対して「中長期インセンティブ」としての譲渡制限付株式報酬を支給しております。

譲渡制限付株式報酬の算定の基礎として選定した業績指標の内容は連結営業利益及び連結取扱高であり、当該業績指標を選定した理由及び業績連動報酬等の額の算定方法は、「4.(4)①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであります。

当事業年度における連結営業利益の実績は1,301百万円であり、連結取扱高の実績は40,325百万円であります。

なお、その交付状況は「2.(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりであります。

また、上記非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。

3. 当事業年度末日現在の人員数は取締役8名、監査役3名であります。上記の支給人員との相違は、2025年6月25日開催の第25期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでいるためであります。

(5) 社外役員に関する事項

①社外取締役の重要な兼職先及び当社との関係

氏名	重要な兼職先	当社との関係
阿部優子	—	—
小坂準記	弁護士 TMI総合法律事務所 パートナー	特別な関係はありません。
尾木敦子	株式会社ログイン 代表取締役 株式会社プロダクション尾木 代表取締役 株式会社ルーツ音楽出版 代表取締役	株式会社ログイン及び株式会社ルーツ音楽出版は当社の取引先であります。当社の連結売上高及び両社の売上高の双方からみて2%未満と僅少であり、独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。
田村 優	株式会社インクストウエンター 代表取締役 社長 株式会社Kunnel 代表取締役	株式会社インクストウエンターは当社の取引先であります。当社の連結売上高及び同社の売上高の双方からみて1%未満と僅少であり、独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。

②社外監査役の重要な兼職先及び当社との関係

氏名	重要な兼職先	当社との関係
小林伸之	エイベックス株式会社 取締役 常勤監査等委員	エイベックス株式会社はエイベックス・ミュージック・パブリッシング株式会社（以下、「AMP」）の100%親会社であり、AMPは当社株式を2026年3月31日時点で3.80%保有する株主であります。当社の主要株主には該当いたしません。また、AMPは当社の取引先であります。直近事業年度におけるAMPとの取引額は、当社の連結売上高及びエイベックス・グループの連結売上高の双方からみて1%未満と僅少であり、独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。
大嶋敏史	公認会計士 株式会社アミューズ 常務取締役	株式会社アミューズ（以下、「アミューズ」）が保有する当社の株式の所有割合は2026年3月31日時点で7.37%と、当社の主要株主には該当いたしません。また、アミューズは当社の取引先であります。直近事業年度における取引額は、当社の連結売上高及び同社の連結売上高の双方からみて1%未満と僅少であり、独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	阿部 優子	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、独立した立場で議案・審議等につき必要な発言を適宜行いました。行政機関における幅広い経験及び知見を当社の経営とガバナンスの強化に活かし、経営陣の監督に努めております。また、指名・報酬委員会の委員長を務め、委員長として審議の充実等に重要な役割を果たす等、独立した客観的立場から、会社の公正性・透明性を高めるため、積極的に発言を行っております。
社外取締役	小坂 準記	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、独立した立場で議案・審議等につき必要な発言を適宜行いました。弁護士として著作権法等に関する豊富な経験及び知見を当社の経営とガバナンスの強化に活かし、経営陣の監督に努めております。また、コンプライアンス委員会及び指名・報酬委員会の委員を務め、委員会に出席し審議の充実等に重要な役割を果たす等、独立した客観的立場から、会社の公正性・透明性を高めるため、積極的に発言を行っております。
社外取締役	尾木 敦子	2025年6月25日に開催された第25期定時株主総会で選任後に開催された取締役会11回中9回に出席し、独立した立場で議案・審議等につき必要な発言を適宜行いました。音楽業界で企業経営経験を有しているほか、音楽業界団体の理事としても豊富な経験を有しており、その知見や職務経験を当社の経営とガバナンスの強化に活かし、経営陣の監督に努めております。また、コンプライアンス委員会の委員を務め、委員会に出席し審議の充実等に重要な役割を果たす等、独立した客観的立場から、会社の公正性・透明性を高めるため、積極的に発言を行っております。
社外取締役	田村 優	2025年6月25日に開催された第25期定時株主総会で選任後に開催された取締役会11回全てに出席し、独立した立場で議案・審議等につき必要な発言を適宜行いました。音楽業界で企業経営経験を有しているほか、複数の音楽業界団体の理事としても豊富な経験を有しており、その知見や職務経験を当社の経営とガバナンスの強化に活かし、経営陣の監督に努めております。
社外監査役	小林 伸之	当事業年度に開催された取締役会14回全て及び監査役会12回全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行いました。他社における監査等委員である取締役としての豊富な経験と知見を活かし、取締役の職務執行を監視・監査しております。また、コンプライアンス委員会の委員を務め、委員会に出席し審議の充実等に重要な役割を果たす等、独立した客観的立場から、会社の内部管理体制の強化及び監督に努めております。
社外監査役	大嶋 敏史	当事業年度に開催された取締役会14回全て及び監査役会12回全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行いました。公認会計士であり、他社における取締役としての財務・会計をはじめとする豊富な経験と知見を活かし、取締役の職務執行を監視・監査しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額	35百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積額が適切であるかを検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任の議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況に関する事項

当社は、会社法及び会社法施行規則が定める内部統制基本方針並びに内部統制システムに係る各種体制等に基づき、次のとおり、当社及び当社の子会社（以下総称する場合は「当社グループ」という）の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という）の整備を行っております。

(1) 当社グループの取締役、執行役員、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の代表取締役CEOが、法令・定款及び社会倫理の遵守（以下「コンプライアンス」という）を企業活動の前提とすることを明確にし、それを継続的に役職員に伝えることを徹底します。
- ② 当社の代表取締役CEOは、社内規則に基づき、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握と解決に努めます。
- ③ 当社は、当社グループ全体のコンプライアンス問題の一元的な管理の一環として、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス委員会にて、当社グループのコンプライアンス上の重要な問題を調査・審議し、処分や再発防止策に関する諮問及び提言を経営会議に行います。それを踏まえて経営会議にて、内容を吟味し再発防止策を実施することで、問題の解決を図ります。また、コンプライアンス委員会はコンプライアンス施策を実施し、コンプライアンス意識の醸成を図ります。
- ④ 取締役及び監査役がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかに経営会議に報告するとともに、必要に応じてコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス上の重要な問題を調査・審議し、処分や再発防止策に関する諮問及び提言を経営会議に行います。報告を受けた経営会議は、その内容を調査し、再発防止策を実施のうえ、必要に応じて取締役会に報告します。
- ⑤ 暴力団排除条例等の法令に基づき、反社会的勢力・団体との関係は一切持たないことを基本方針とし、いかなる不当要求や働きかけに対しても組織として毅然とした対応を取ることとします。
- ⑥ 財務報告に係る内部統制の整備・構築を推進し、財務報告の信頼性を確保します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 社内規則に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下総称して「文書等」という）に記録し、保存します。
- ② 取締役及び監査役は常時、前項の文書等を閲覧できるものとします。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する体制

- ① 代表取締役CEOは、当社グループ全体のリスクを網羅的かつ統括的に管理するリスク管理体制を明確化します。
- ② 前項のリスク管理体制の下、リスクの重要性及び事業の特性等に応じてリスクの特定・評価を行い、対応策を整備します。またリスクが顕在化した場合に、迅速かつ適切な対応を講じることができる体制を構築します。

(4) 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職務権限規程により当社グループの職務権限及び意思決定ルールを明確化することにより、適正かつ効率的に取締役の職務の執行が行われる体制を整備します。
- ② 当社の取締役会において業績目標と予算を設定し、ITを活用して業績管理を行います。また、効率的な人的資源の配分を行います。

(5) 当社グループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、内部統制システムの構築を目指すとともに、当社グループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築します。
- ② 当社の代表取締役CEOは、当社の内部統制に関する責任者として、当社グループの業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有します。
- ③ 当社は、事業計画の進達状況等を取締役会において定期的に報告し、業務の適正と情報共有化を促進します。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求める時は、取締役と協議のうえ、専属の職員を配置するものとします。監査役の職務を補助する当該職員は、当該補助に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとし、当該職員は、定期に又は必要に応じて監査役に報告を行い、また意見・情報交換を行うものとします。
 - ② 当該職員の人選、異動及び懲戒処分については、監査役の意見を徴するものとします。
- (7) 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 役職員は、重大な法令・定款違反又はコンプライアンス違反等により、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、又はその事実の報告を受けた場合、遅滞なく監査役に報告しなければならないこととします。
 - ② 役職員は、監査役の求めに応じて会議の場を設け、職務の執行状況報告他、必要な報告及び情報交換を行います。
- (8) 監査役に重大な法令・定款違反又はコンプライアンス違反等により、当社グループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社グループ各社の役職員が監査役に報告を行った場合、報告を理由として、解雇、降格、減給等いかなる不利益取扱いも行わないものとします。
- (9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役職務の執行に関する取引における、費用の前払の請求、支出した費用の請求、負担した債務の債権者に対する弁済の請求（当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除く）について、それに応じます。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会他、重要な会議に出席し、意見を述べることができます。
- ② 監査役は、定期に又は必要に応じて会計監査人の報告を受けます。また意見・情報交換を行うことができます。
- ③ 監査役は必要に応じて、外部の専門家に助言を求めることができます。
- ④ 監査役は、随時、社内の情報システムの情報を閲覧することができます。

<上記体制の運用状況>

- i 「取締役会規則」「職務権限規程」等を整備し、全ての取締役、使用人が法令、定款、社内規程等に違反する行為を未然に防止しております。
- ii 取締役会は原則として月に一回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行っております。
- iii 職務執行に関する権限と責任を明確に定めた「職務権限規程」により、各組織の責任と権限を明確化し、組織的かつ効率的な運営を図っております。
- iv グループとしての総合的な発展を図るため、子会社の経営基本事項に関する助言及び指導等を行っております。
- v 監査役は取締役会や重要な会議体に参加しております。
また、内部監査室及び会計監査人からの報告を受けております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	13,508	流動負債	9,008
現金及び預金	11,064	買掛金	3,255
売掛金	1,725	未払金	5,100
仕掛品	1	未払法人税等	111
その他	718	賞与引当金	266
貸倒引当金	△1	役員賞与引当金	40
		その他	233
固定資産	2,318	固定負債	357
有形固定資産	179	退職給付に係る負債	16
建物及び構築物	129	その他	341
工具、器具及び備品	50		
無形固定資産	1,642	負債合計	9,365
顧客関連資産	171		
ソフトウェア	1,455	純資産の部	
その他	15	株主資本	5,565
投資その他の資産	496	資本金	1,218
繰延税金資産	201	資本剰余金	758
差入保証金	247	利益剰余金	3,864
その他	47	自己株式	△276
資産合計	15,827	その他の包括利益累計額	△1
		その他有価証券評価差額金	△1
		非支配株主持分	897
		純資産合計	6,461
		負債・純資産合計	15,827

連結損益計算書 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		20,774
売上原価		15,457
売上総利益		5,316
販売費及び一般管理費		4,015
営業利益		1,301
営業外収益		
受取利息	19	
受取配当金	1	
為替差益	1	
補助金収入	9	
保険金収入	7	
その他	4	43
営業外費用		
固定資産除却損	5	
その他	4	10
経常利益		1,334
特別損失		
減損損失	239	239
税金等調整前当期純利益		1,094
法人税、住民税及び事業税	344	
法人税等調整額	18	363
当期純利益		731
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△60
親会社株主に帰属する当期純利益		791

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,218	758	3,072	△288	4,760
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			791		791
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△0		13	12
株主資本以外の項目の当 期変動額 (純額)					
当期変動額合計	－	△0	791	12	804
当期末残高	1,218	758	3,864	△276	5,565

	その他の包括利益累計額		非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	その他の包括 利益累計額合 計		
当期首残高	△2	△2	956	5,715
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益				791
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				12
株主資本以外の項目の当 期変動額 (純額)	1	1	△59	△57
当期変動額合計	1	1	△59	746
当期末残高	△1	△1	897	6,461

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

株式会社NexToneシステムズ

株式会社エムシージェイピー

株式会社レコチョコク

株式会社エッグス

2. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 期末日の市場価格等に基づく時価法

評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

貯蔵品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

連結計算書類

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3年～5年

工具、器具及び備品 3年～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん 10年

顧客関連資産 5年

ソフトウェア（自社利用） 3年～10年（社内における利用可能期間）

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 著作権管理事業

著作権者からの委任に基づいて、利用者への許諾の取次及び使用料を徴収する事業を行っております。管理委託契約約款に基づき、取次による音楽著作物の管理業務を行う義務があり、主に使用料を徴収した時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② デジタルコンテンツディストリビューション（DD）事業

音楽コンテンツ（音源や映像）を国内外の音楽配信サービス事業者へ販売・流通（コンテンツディストリビューション）する事業を行っております。原盤使用許諾契約に基づき、音源データの納品等を行う義務があり、利用者から原盤使用実績報告を受けた時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

取引の対価は、配信実績報告から概ね2か月以内に受領しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

③ 音楽配信事業

音楽コンテンツ（音源や映像等）を国内の個人及び法人向けに定額制サービス並びに従量料金制サービスにより提供する事業を行っております。

利用規約に基づき、音楽コンテンツを提供等を行う義務があり、利用者が音楽配信サービスを利用した時点（定額制サービスは月額契約期間到来時、従量料金制サービスは音楽コンテンツ利用時）で履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

取引の対価は、音楽コンテンツの提供から概ね2か月以内に受領しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

連結計算書類

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社では、従業員の退職給付に備えるため、確定給付企業年金制度及び確定拠出企業年金制度を導入しております。

i 確定給付企業年金制度の退職給付債務の算定方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ii 確定拠出企業年金制度の拠出における会計処理方法

連結会計年度における確定拠出企業年金制度に基づく要拠出額をもって費用処理しております。

② 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

③ その他

i 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

ii 記載金額が「0」は百万円未満であることを示しております。

iii 記載金額が「-」は該当金額がないことを示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 顧客関連資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した額

(単位：百万円)

科目	当連結会計年度
顧客関連資産	171

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

顧客関連資産は、買収時点の音楽配信事業の主力サービスである「dヒッツ」の運営から生じる将来キャッシュ・フローを源泉とし、超過収益法に基づくインカム・アプローチにより測定しております。

株式会社レコチョクの株式取得による企業結合時の取得価格のうち、顧客関連資産に配分された金額が相対的に多額であったことから、減損損失の兆候を識別しており、事業計画を基礎とした割引前将来キャッシュ・フローの見積り総額と帳簿価額を比較した結果、当該割引前将来キャッシュ・フローの見積り総額が帳簿価額を上回るため、減損損失を認識しておりません。

この割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者によって承認された事業計画を基礎とし、将来収益の予測に重要な影響を与える音楽配信事業の主力サービスである「dヒッツ」の会員数の推移予測等の重要な仮定が用いられております。

このような重要な仮定は、経営者による最善の見積りによって行っていますが、将来の市場環境等の変化により重要な仮定の見直しが行われる場合には、翌連結会計年度において、減損損失を認識する可能性があります。

連結計算書類

2. 有形固定資産及び無形固定資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額

(単位：百万円)

科目	当連結会計年度
建物及び構築物	129
工具、器具及び備品	50
のれん	—
ソフトウェア	1,455
その他	15
有形固定資産及び無形固定資産 の合計額	1,650

(注) 「1.顧客関連資産の評価 (1) 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した額」を除く。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、事業用資産については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングを行っております。減損損失の兆候があると判断した場合は、事業計画を基礎とした割引前将来キャッシュ・フローの見積り総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識しております。

この割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者によって承認された事業計画を基礎とし、将来収益の予測に重要な影響を与える新規権利者や作品の獲得の見込み等の重要な仮定が用いられております。

このような重要な仮定は、経営者による最善の見積りによって行っていますが、将来の市場環境等の変化により重要な仮定の見直しが行われる場合には、翌連結会計年度において、減損損失を認識する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 182百万円

(連結損益計算書に関する注記)

特別損失

減損損失

以下の資産グループについて減損損失を計上しています。

場所	用途	種類	減損損失
東京都渋谷区	事業用資産	ソフトウェア	239百万円

減損損失の算定にあたっては、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングを行っております。

当社の連結子会社である株式会社エッグスにおいて、その他事業の一部事業を第三者へ事業譲渡の意思決定を行ったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を特別損失として計上しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 9,940,800株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年6月25日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり提案しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	195	20	2026年 3月31日	2026年 6月26日

連結計算書類

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社及び連結子会社は、資金計画に基づき必要な資金は新株の発行により調達しております。また、資金運用に関しては、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金並びに未払法人税等は、1年以内の支払期日であり、流動性リスク（期日に支払いを実行できないリスク）に晒されております。

差入保証金は、主としてオフィスに係る入居保証金であり、期日及び残高を管理しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の債務不履行等に関するリスク）の管理

当社及び連結子会社は、与信管理規程に基づき、営業債権について、取引先の信用状況等を把握するとともに、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制をとっております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社及び連結子会社は、月次で資金繰計画を作成する等の方法により流動性リスクを管理する体制をとっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
差入保証金	247	239	△7

(注) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、重要性が乏しいものについても注記を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内容等に関する事項

金融商品の時価を、時価算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	239	—	239

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローと国債利回り等を基に割引現在価値法により算定しておりレベル2の時価に分類しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 569円61銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 81円05銭

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、著作権管理事業、デジタルコンテンツディストリビューション (DD) 事業、音楽配信事業を営んでおり、各事業の収益を分解した情報は以下のとおりであります。

連結計算書類

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計
	著作権管理 事業	DD事業	音楽配信 事業	計		
日本	1,471	2,077	7,726	11,275	1,450	12,726
米国	－	6,643	－	6,643	－	6,643
その他	－	1,405	－	1,405	－	1,405
顧客との契約 から生じる収益	1,471	10,126	7,726	19,324	1,450	20,774
外部顧客への 売上高(注)2	1,471	10,126	7,726	19,324	1,450	20,774

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、キャスティング事業、リコースプロダクト事業、システム開発・保守運用事業、ソリューション事業、エージェント事業等を含んでおります。

2. 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	8,584	流動負債	5,668
現金及び預金	7,384	買掛金	1,091
売掛金	454	未払金	4,273
前渡金	148	未払費用	34
前払費用	39	未払法人税等	95
その他	557	賞与引当金	107
貸倒引当金	△0	役員賞与引当金	40
		その他	26
固定資産	3,023	固定負債	156
有形固定資産	87	退職給付引当金	19
建物	47	その他	136
工具、器具及び備品	39		
無形固定資産	1,100	負債合計	5,824
ソフトウェア	1,100	純資産の部	
その他	0	株主資本	5,783
投資その他の資産	1,835	資本金	1,218
関係会社株式	1,580	資本剰余金	758
繰延税金資産	149	資本準備金	755
差入保証金	105	その他資本剰余金	3
その他	0	利益剰余金	4,082
		その他利益剰余金	4,082
		繰越利益剰余金	4,082
		自己株式	△276
資産合計	11,608	純資産合計	5,783
		負債・純資産合計	11,608

計算書類

損益計算書 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		11,943
売上原価		8,662
売上総利益		3,281
販売費及び一般管理費		2,076
営業利益		1,204
営業外収益		
受取利息	13	
受取配当金	1	
為替差益	2	
助成金収入	1	
保険金収入	7	
その他	0	25
営業外費用		
固定資産除却損	0	
その他	2	3
経常利益		1,227
税引前当期純利益		1,227
法人税、住民税及び事業税	318	
法人税等調整額	40	359
当期純利益		868

株主資本等変動計算書 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,218	755	3	758	3,214	3,214
当期変動額						
当期純利益					868	868
自己株式の処分			△0	△0		
自己株式の取得						
当期変動額合計	－	－	△0	△0	868	868
当期末残高	1,218	755	3	758	4,082	4,082

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△288	4,903	4,903
当期変動額			
当期純利益		868	868
自己株式の処分	13	12	12
自己株式の取得	△0	△0	△0
当期変動額合計	12	880	880
当期末残高	△276	5,783	5,783

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

仕掛品 個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5年

工具、器具及び備品 5年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん 10年

ソフトウェア (自社利用) 5年～10年 (社内における利用可能期間)

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

当社では、従業員の退職給付に備えるため、確定給付企業年金制度及び確定拠出企業年金制度を導入しております。

① 確定給付企業年金制度の退職給付債務の算定方法

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 確定拠出企業年金制度の拠出における会計処理方法

事業年度における確定拠出企業年金制度に基づく要拠出額をもって費用処理しております。

計算書類

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 著作権管理事業

著作権者からの委任に基づいて、利用者への許諾の取次及び使用料を徴収する事業を行っております。管理委託契約約款に基づき、取次による音楽著作物の管理業務を行う義務があり、主に使用料を徴収した時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(2) デジタルコンテンツディストリビューション（DD）事業

音楽コンテンツ（音源や映像）を国内外の音楽配信サービス事業者へ販売・流通（コンテンツディストリビューション）する事業を行っております。原盤使用許諾契約に基づき、音源データの納品等を行う義務があり、利用者から原盤使用実績報告を受けた時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

取引の対価は、配信実績報告から概ね2か月以内に受領しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) その他

- ① 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。
- ② 記載金額が「0」は百万円未満であることを示しております。
- ③ 記載金額が「-」は該当金額がないことを示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の貸借対照表に計上した額

(単位：百万円)

科目	当事業年度
関係会社株式	1,580
関係会社株式評価損	—

(注) 株式会社レコチョコクに対する関係会社株式は1,550百万円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式は、対象会社の純資産を基礎として算定された実質価額が帳簿価額に比べて著しく低下した場合、回収可能性が裏付けられる場合を除き減損処理を行うこととしております。

この回収可能性の評価の見積りは、子会社の事業計画に基づき総合的に判断しております。

このような判断は、経営者による最善の見積りによって行っていますが、将来の市場環境等の変化により重要な仮定の見直しが行われる場合には、翌事業年度において、関係会社株式評価損を認識する可能性があります。

計算書類

2. 有形固定資産及び無形固定資産の評価

(1) 当事業年度の貸借対照表に計上した金額

(単位：百万円)

科目	当事業年度
建物	47
工具、器具及び備品	39
のれん	—
ソフトウェア	1,100
その他	0
有形固定資産及び無形固定資産 の合計額	1,188

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）」に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

- 有形固定資産の減価償却累計額 93百万円
- 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
短期金銭債権 207百万円
短期金銭債務 219百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

- | | |
|-----------------|--------|
| 売上高 | 220百万円 |
| 売上原価 | 136百万円 |
| 販売費及び一般管理費 | 120百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 337百万円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 172,450株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

長期未払金	42百万円
株式報酬費用	13百万円
退職給付引当金	6百万円
役員賞与引当金	12百万円
賞与引当金	33百万円
未払事業税	9百万円
その他	31百万円
繰延税金資産小計	149百万円
評価性引当額	－百万円
繰延税金資産合計	149百万円

繰延税金負債	－百万円
繰延税金負債合計	－百万円
繰延税金資産の純額	149百万円

計算書類

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)NexTone システムズ	東京都 渋谷区	10	システムの 開発・ 提供・支援	100.0	システム開発 運営委託	ソフトウェア の開発 (注1)	302	前渡金	148
									未払金	36
							システム運営 費 (注1)	116	未払金	3
子会社	(株)エムシー ジェイピー	東京都 渋谷区	10	著作権の 管理等	100.0	著作権管理 の受託	著作権料の分 配 (注2)(注3)	804	未払金	163
						原盤管理の 受託	原盤使用料の 分配 (注2)	136	買掛金	9
子会社	(株)レコチョク	東京都 渋谷区	100	音楽配信サ ービス	51.7	著作権使用 料の許諾	著作権料の徴 収 (注2)(注3)	88	未収入 金	-
						音楽配信サ ービスの委 託	原盤使用料の 徴収 (注2)	132	売掛金	26
						システム開発 運営委託	ソフトウェア の開発 (注1)	23	未払金	2
							システム運営 費 (注1)	3	未払金	2

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 提示された見積価格の妥当性を検討、価格交渉のうえ決定しております。
2. 当社の約款・規程等に基づき決定しております。
3. 損益計算書上、著作権利用料の徴収額から分配額を控除した純額を、売上高として計上しております。よって、当該著作権使用料の分配額は損益計算書上には含まれておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	592円08銭
1株当たり当期純利益	88円89銭

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

会計監査人の監査報告書（連結）

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

株式会社 N e x T o n e
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森田健司
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 原康二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社N e x T o n eの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社N e x T o n e及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査報告書

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

株式会社 N e x T o n e
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森田健司
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 原康二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社N e x T o n eの2025年4月1日から2026年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

監査報告書

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査室及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査室及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

株式会社 NexTone 監査役会

常勤監査役 渡辺和敏 ㊟

社外監査役 小林伸之 ㊟

社外監査役 大嶋敏史 ㊟

以上

